

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この省令は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「基礎的電気通信役務提供事業者」という。）及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「指定電気通信役務提供事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「特定ドメイン名電気通信役務提供事業者」という。）並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。</p> <p>（遵守義務）</p> <p>第二条 基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者、特定ドメイン名電気通信役務提供事業者及び禁止行為等規定適用事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この省令は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「基礎的電気通信役務提供事業者」という。）及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「指定電気通信役務提供事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。</p> <p>（遵守義務）</p> <p>第二条 基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者及び禁止行為等規定適用事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて</p>

がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

(事業年度)

第三条 事業者の事業年度は、一年又は六月とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする。

2| 特定ドメイン名電気通信役務提供事業者(当該特定ドメイン名電気通信役務提供事業者が、基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者又は禁止行為等規定適用事業者である場合を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とし、その始期は、一年のものにあつては四月一日とし、六月のものにあつては、四月一日及び十月一日とする」とあるのは、「とする」とする。

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 事業者(次項に規定するものを除く。)は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。)を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

、この省令の規定によらないことができる。

(事業年度)

第三条 (略)

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。)を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

一〇十二 (略)

2| 第三条第二項に規定する特定ドメイン名電気通信役務提供事業者は、別表第一の二によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の二の様式により貸借対照表及び損益計算書その他の財務諸表を作成しなければならない。

(電気通信事業以外の事業及びドメイン名関連事業以外の事業)

第六条 電気通信事業以外の事業に属する固定資産、収益又は費用であつて、別表第一及び別表第二に定めのないものについては、その内容を明示する科目を設けて整理しなければならない。

2| ドメイン名関連事業(入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務を提供する電気通信事業並びに当該電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理の事業その他のドメイン名に関連する事業をいう。以下同じ。)以外の事業に属する固定資産、収益又は費用であつて、別表第一の二及び別表第二の二に定めのないものについては、その内容を明示する科目を設けて整理しなければならない。

(減価償却)

第十条 電気通信事業固定資産及びドメイン名関連事業固定資産の減価償却は、有形固定資産については定率法又は定額法により、無形固定資産については定額法により行わなければならない。

2 電気通信事業固定資産及びドメイン名関連事業固定資産に対する減価償却費の額は、その計上のつど、個々の資産に適正に配賦しな

一〇十二 (略)

(電気通信事業以外の事業)

第六条 (略)

第十条 電気通信事業固定資産の減価償却は、有形固定資産については定率法又は定額法により、無形固定資産については定額法により行わなければならない。

2 電気通信事業固定資産に対する減価償却費の額は、その計上のつど、個々の資産に適正に配賦しなければならない。ただし、個々の

ければならない。ただし、個々の資産に配賦することが困難な場合は、耐用年数の異なる資産の区分ごとに配賦することができる。

(共用固定資産の整理)

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業又はドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。ただし、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。

(関連収益及び関連費用)

第十五条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

2| ドメイン名関連事業とドメイン名関連事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

3| 二以上の種類(別表第二様式第14の表から様式第16の表までの役務の種類の欄に掲げる種類をいう。)の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

4| 前三項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

(収支の状況その他会計に関する事項の公表)

資産に配賦することが困難な場合は、耐用年数の異なる資産の区分ごとに配賦することができる。

(共用固定資産の整理)

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。ただし、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。

(関連収益及び関連費用)

第十五条 (略)

2| (略)

3| 前二項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

(禁止行為等規定適用事業者の電気通信役務に関する収支の状況そ

第十八条 法第三十条第六項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次に掲げる財務諸表（基礎的電気通信役員損益明細表については基礎的電気通信役員提供事業者に限り、指定電気通信役員損益明細表については指定電気通信役員提供事業者に限り、移動電気通信役員損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）に記載する事項とする。

一 一十 (略)

2| 法第三十九条の三第三項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次に掲げる財務諸表に記載する事項とする。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 個別注記表（株主資本等変動計算書に関する注記を除く。）

3| 法第三十条第六項又は第三十九条の三第三項の規定による電気通信役員に関する収支の状況その他会計に関する事項の公表は、毎事業年度ごとに、当該事業年度経過後三月以内に営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、行わなければならない。

4| 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、行わなければならない。

附則

1 (略)

の他会計に関する事項の公表)

第十八条 法第三十条第五項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次の各号に掲げる財務諸表（基礎的電気通信役員損益明細表については基礎的電気通信役員提供事業者に限り、指定電気通信役員損益明細表については指定電気通信役員提供事業者に限り、移動電気通信役員損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）に記載する事項とする。

一 一十 (略)

2| 法第三十条第五項の規定による電気通信役員に関する収支の状況その他会計に関する事項の公表は、毎事業年度ごとに、当該事業年度経過後三月以内に営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、行わなければならない。

3| (略)

附則

1 (略)

2 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、第五条第一項第九号、第十号及び第十一号の規定は、適用しない。

3 前項の規定により第五条第一項第九号、第十号及び第十一号の規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。

2 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、第五条第九号、第十号及び第十一号の規定は、適用しない。

3 前項の規定により第五条第九号、第十号及び第十一号の規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。

改正案

現行

別表第一の二（第5条及び第6条関係）

勘定科目表  
流動資産

科目	目	備考
現金及び預金	受取手形	期限が決算期後1年を超えるものを除く。 通常の取引に基づいて発生した手形（金融手形を除く。）上の債権
売掛金	リース債権	通常の取引に基づいて発生した事業上の未収額 所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づき期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるものうち、通常の取引に基づいて発生したもので（破産更生債権等で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなるものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後1年以内に期限が到来するもの
リース投資債権		所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）におけるものうち、通常の取引に基づいて発生したもので（破産更生債権等で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなるものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後1年以内に期限が到来するもの
有価証券		売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。）及び1年以内に満期の到来する有価証券
親会社株式		親会社株式（会社法（平成17年法律第86号）第135条第2項及び第800条第1項の規定により取得したものに限り。以下同じ。）のうち貸借対照表日後1年以内に処分されると認められ

<p>商品及び製品 仕掛品 原材料及び貯蔵品 前渡金 前払費用 繰延税金資産 未収収益 社内短期債権 短期貸付金 未収入金 その他の流動資産 (何) 貸倒引当金 (貸方)</p>	<p>るもの (その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。)</p> <p>通常の取引に基づく物品の購入、外注加工等のための手付金又は前渡金 決算期後 1年以内に費用となるものの前払額 ① 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 ② 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後 1年以内に取り崩されると認められるもの</p> <p>株主、役員又は従業員に対する短期債権 期限が決算期後 1年以内の貸付金</p> <p>1年以内に現金化される資産及び期限が決算期後 1年以内の債権で他の流動資産科目に属さないもの 短期金銭債権の貸倒損失に備えるための引当額 (一括して掲記することを妨げない。)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="767 181 802 436">科 目</th> <th data-bbox="767 436 802 1099">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 181 767 436"> <p>1 <u>ドメイン名関連事業</u> 業固定資産 (1) <u>有形固定資産</u> 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 土地 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産 (2) <u>無形固定資産</u> のれん</p> </td> <td data-bbox="188 436 767 1099"> <p><u>附属設備を含む。</u></p> <p>事業者がフナインテンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産 (有形固定資産に属するものに限る。) <u>設備の建設のために支出したことが明らかかな手付金及び前渡金を含む。</u></p> <p>会社計算規則 (平成 18 年法務省令第 13 号) 第 11 条の規定に</p> </td> </tr> </tbody> </table>	科 目	備 考	<p>1 <u>ドメイン名関連事業</u> 業固定資産 (1) <u>有形固定資産</u> 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 土地 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産 (2) <u>無形固定資産</u> のれん</p>	<p><u>附属設備を含む。</u></p> <p>事業者がフナインテンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産 (有形固定資産に属するものに限る。) <u>設備の建設のために支出したことが明らかかな手付金及び前渡金を含む。</u></p> <p>会社計算規則 (平成 18 年法務省令第 13 号) 第 11 条の規定に</p>
科 目	備 考					
<p>1 <u>ドメイン名関連事業</u> 業固定資産 (1) <u>有形固定資産</u> 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 工具、器具及び備品 土地 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産 (2) <u>無形固定資産</u> のれん</p>	<p><u>附属設備を含む。</u></p> <p>事業者がフナインテンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産 (有形固定資産に属するものに限る。) <u>設備の建設のために支出したことが明らかかな手付金及び前渡金を含む。</u></p> <p>会社計算規則 (平成 18 年法務省令第 13 号) 第 11 条の規定に</p>					



<p>特許権 借地権 商標権 実用新案権 意匠権 ソフトウェア リース資産 リース資産 その他の無形固定資産</p> <p>2 (何) 業固定資産</p> <p>(1) 有形固定資産 (何) 減価償却累計額 (貸方)</p> <p>(2) 無形固定資産 (何)</p> <p>3 投資その他の資産 投資有価証券 親会社株式 関係会社株式 関係会社債 その他の関係会社有価証券 出資金 関係会社出資金 長期貸付金</p> <p>社内長期貸付金 関係会社長期貸付金 破産更生債権等</p> <p>長期前払費用 前払年金費用</p>	<p>より資産に計上するもの 有償取得したものに限り。 同上（地上権を含む。） 有償取得したものに限り。 同上 同上 電子計算機又は交換機用のプログラム等 事業者がファインテンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（無形固定資産に属するものに限り。）</p> <p>(何) 業の用に供する有形固定資産</p> <p>有形固定資産に対する減価償却の累計額</p> <p>(何) 業の用に供する無形固定資産</p> <p>親会社株式、関係会社株式、関係会社債及びその他の関係会社有価証券以外のもの。流動資産に属するものを除く。 親会社株式のうち流動資産に属さないもの（その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。） 流動資産に属するものを除く。 流動資産に属するものを除く。 流動資産に属するものを除く。 親会社株式、関係会社株式及び関係会社債以外のもの。流動資産に属するものを除く。 関係会社出資金を除く。 流動資産に属するものを除く。 期限が決算期後1年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定するものをいう。以下同じ。））、株主、役員又は従業員に対するものを除く。） 株主、役員又は従業員に対する長期貸付金 関係会社に対する長期貸付金 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。 決算期後1年を超えた後に費用となるもの前払額</p>	
---	---	--

<p>繰延税金資産 投資不動産 その他の投資及びそ の他の資産  (何) 貸倒引当金 (貸 方)</p>	<p>流動資産に属するものを除く。  期限が決算期後1年を超える債権で、他の投資科目に属さないもの及び売掛金、受取手形その他営業取引によつて生じた金銭債権のうち破産更生債権等で、決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの 長期金銭債権の貸倒損失に備えるための引当額 (一括して掲記することを妨げない。)</p>	
<p>科 目 創立費 開業費 株式交付費 社債発行費 開発費</p>	<p>繰 延 資 産 備 考</p>	
<p>科 目 支払手形 買掛金 短期借入金 リース債務  未払金 未払費用  未払法人税等  繰延税金負債  前受金 預り金 前受収益</p>	<p>債 務 流 動 債 務 備 考</p> <p>通常の取引に基づいて発生した手形 (金融手形を除く。) 上の債務 通常の取引に基づいて発生した事業上の未払額 金融手形その他の期限が決算期後1年以内の借入金 (株主、役員又は従業員からのものを除く。) ファイナンス・リース取引におけるものうち、決算期後1年以内に期限が到来するもの 未払配当金その他買掛金又は未払費用に属さないもの 利息、賃借料、給与等の費用で、当該事業年度以前に属するものの未払額 法人税、住民税 (都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。) 及び事業税の未納付額 ① 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 ② 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの 受注品等に対する内入金その他前受収益に属さないもの 他から預かつた現金、手形、小切手及び有価証券 (株主、役員又は従業員からのものを除く。) 利息、賃貸料等の収益で、翌事業年度以後に属するもの前受額</p>	

<p>修繕引当金  (何) 引当金  資産除去債務  社内短期借入金  従業員預り金  その他の流動負債</p>	<p>その性質により流動負債に計上することが相当なものの  資産除去債務のうち、決算期後1年以内に履行されると認められるもの  株主、役員又は従業員からの短期借入金  社内預金等従業員からの預り金  期限が決算期後1年以内の債務で他の流動負債科目に属さないもの</p>	
<p>固 定 負 債</p>		
<p>社債  長期借入金  関係会社長期借入金  社内長期借入金  リース債務  長期未払金  繰延税金負債  退職給付引当金  (何) 引当金  資産除去債務  その他の固定負債</p>	<p>期限が決算期後1年を超えるもの  金融手形その他の期限が決算期後1年を超える借入金（関係会社、株主、役員又は従業員からのものを除く。）  関係会社からの長期借入金  株主、役員又は従業員からの長期借入金  ファイナンス・リース取引におけるものうち、流動負債に属するもの以外のもの  繰延税金負債のうち流動負債に属さないもの  その性質により固定負債に整理することが相当なものの  資産除去債務のうち、流動負債に属するもの以外のもの  期限が決算期後1年を超える債務で他の固定負債科目に属さないもの</p>	
<p>純 資 産</p>		
<p>株 主 資 本</p>		
<p>科 目  資本金  新株式申込証拠金  資本剰余金  資本準備金  その他資本剰余金  利益剰余金  利益準備金  その他利益剰余金  自己株式(借方)  自己株式申込証拠金</p>	<p>内 訳 科 目  (何) 積立金 (又は (何) 準備金)  繰越利益剰余金</p>	<p>備 考  任意積立金を目的別に科目を設けて整理する。</p>

評価・換算差額等		
科目	内訳科目	備考
その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金		土地の再評価に関する法律 (平成10年法律第34号)第 7条第2項に規定する再評価 差額金
新株予約権		
科目	内訳科目	備考
新株予約権		
費用		
科目	備	考
1 ドメイン名関連事業 営業費用 売上原価 販売費及び一般管理 費 2 (何) 営業費用 売上原価 販売費及び一般管理 費	役務原価を含む。 役務原価を含む。	
営業外費用		
科目	備	考
支払利息 社債利息 社債発行費償却 売上割引 雑支出	借入金に係る利息 社債の支払利息 繰延資産に計上した社債発行費の償却額 他の営業外費用科目に属さないもの	
特別損失		
科目	備	考
固定資産売却損 減損損失 災害による損失 (何)	固定資産の売却差損 固定資産の評価差損	
法人税、住民税及び事業税		
科目	備	考

法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	法人税、住民税及び事業税 税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
<u>収</u> <u>業</u> <u>収</u> <u>益</u>	
<u>科</u> <u>目</u> 1 ドメイン名関連事業営業収益 売上高 2 (何) 業営業収益 売上高	<u>備</u> <u>考</u> ドメイン名関連事業に係る営業収益 (何) 業に係る営業収益
<u>営</u> <u>業</u> <u>外</u> <u>収</u> <u>益</u>	
<u>科</u> <u>目</u> 受取利息 有価証券利息 受取配当金 仕入割引 投資不動産賃貸料 雑収入	<u>備</u> <u>考</u> 預貯金及び貸付金に係る利息 国債、地方債、社債等に係る利息 株式の配当金、出資金の分配金等 他の営業外収益科目に属さないもの
<u>特</u> <u>別</u> <u>利</u> <u>益</u>	
<u>科</u> <u>目</u> 固定資産売却益 負ののれん発生益 (何)	<u>備</u> <u>考</u> 固定資産の売却差益 負ののれんの発生益

<p>別表第二（第5条、第6条及び第15条関係） 財務諸表様式</p> <p>様式第1 貸借対照表</p> <p>事業者名 _____ 年 月 日 (単位 円) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 事業者が特定ドメイン名電気通信役務を提供する場合における「(何)業固定資産」は、「ドメイン名関連事業固定資産」及び「(何)業固定資産」に分類し掲記すること。この場合において、特定ドメイン名電気通信役務に係る固定資産は「ドメイン名関連事業固定資産」にのみ表示することとする。</p> <p>2 前号の場合において、「ドメイン名関連事業固定資産」に属する資産は、別表第1の2によりその勘定科目を分類することとする。</p> <p>3～18 (略)</p>	<p>別表第二（第5条、第6条及び第15条関係） 財務諸表様式</p> <p>様式第1 貸借対照表</p> <p>事業者名 _____ 年 月 日 (単位 円) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～16 (略)</p>
<p>様式第2 損益計算書</p> <p>事業者名 _____ 年 月 日から 年 月 日まで (単位 円) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 事業者が特定ドメイン名電気通信役務を提供する場合における「(何)業営業損益」は、「ドメイン名関連事業営業損益」及び「(何)業営業損益」に分類し掲記すること。この場合において、特定ドメイン名電気通信役務に係る収益又は費用は「ドメイン名関連事業営業損益」にのみ表示することとする。</p> <p>2 前号の場合において、「ドメイン名関連事業営業損益」に属する収益又は費用は、別表第1の2によりその勘定科目を分類することとする。</p> <p>3～15 (略)</p>	<p>様式第2 損益計算書</p> <p>事業者名 _____ 年 月 日から 年 月 日まで (単位 円) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～13 (略)</p>

様式第 14

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名 \_\_\_\_\_

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務				
合 計				

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。  
(1)・(2) (略)
- 3～5 (略)

様式第 14

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名 \_\_\_\_\_

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務				
合 計				

(記載上の注意)

- 1 (略)
- 2 第16条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。  
(1)・(2) (略)
- 3～5 (略)

指定電気通信役務損益明細表

事業者名 \_\_\_\_\_ 年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

指定電気通信役務	役務の種類			営業収益	営業費用	営業利益	摘要
	特定電気通信役務	音声伝送	基本料				
			市内・市外通信				
			公共電話				
その他	その他	小計					
	特定電気通信役務	FTTHアクセスサービス					
	指定電気通信役務以外の指定電気通信役務	専用役務					
		その他					
		小計					
小		小計					
	指定電気通信役務以外の電気通信役務						
合		計					

(記載上の注意)

1 第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

指定電気通信役務損益明細表

事業者名 \_\_\_\_\_ 年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

指定電気通信役務	役務の種類			営業収益	営業費用	営業利益	摘要
	特定電気通信役務	音声伝送	基本料				
			市内・市外通信				
			公共電話				
その他	その他	小計					
	特定電気通信役務	FTTHアクセスサービス					
	指定電気通信役務以外の指定電気通信役務	専用役務					
		その他					
		小計					
小		小計					
	指定電気通信役務以外の電気通信役務						
合		計					

(記載上の注意)

1 第16条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)



移動電気通信役務損益明細表

事業者名 \_\_\_\_\_ 年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	携帯電話	その他	小計	携帯電話	その他	小計	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
移動電気通信役務										
移動電気通信役務以外の電気通信役務										
合 計										

(記載上の注意)

1 第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

(2) . (3) (略)

2 . 3 (略)

移動電気通信役務損益明細表

事業者名 \_\_\_\_\_ 年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	携帯電話	PHS	その他の移動体通信	小計	データ伝送役務	小計	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
移動電気通信役務										
移動電気通信役務以外の電気通信役務										
合 計										

(記載上の注意)

1 第16条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) . (2) (略)

2 . 3 (略)

別表第二の二（第5条及び第6条関係）

財務諸表様式

様式第1

貸借対照表

事業者名 \_\_\_\_\_

年 月 日

(単位 円)

資産の部			
<u>I 流動資産</u>			
1	現金及び預金	× × ×	× × ×
2	受取手形	× × ×	× × ×
3	売掛金	× × ×	× × ×
4	リース債権	× × ×	× × ×
5	リース投資債権	× × ×	× × ×
6	有価証券	× × ×	× × ×
7	親会社株式	× × ×	× × ×
8	商品及び製品	× × ×	× × ×
9	仕掛品	× × ×	× × ×
10	原材料及び貯蔵品	× × ×	× × ×
11	前渡金	× × ×	× × ×
12	前払費用	× × ×	× × ×
13	繰延税金資産	× × ×	× × ×
14	未収収益	× × ×	× × ×
15	社内短期債券	× × ×	× × ×
16	短期貸付金	× × ×	× × ×
17	未収入金	× × ×	× × ×
18	その他の流動資産	× × ×	× × ×
	(何) 貸倒引当金 (貸方)		× × ×
	流動資産合計		× × ×
<u>II 固定資産</u>			
<u>A ボマイン名関連事業固定資産</u>			
<u>(1) 有形固定資産</u>			
1	建物	× × ×	× × ×
	減価償却累計額	× × ×	× × ×
2	構築物	× × ×	× × ×
	減価償却累計額	× × ×	× × ×
3	機械及び装置	× × ×	× × ×
	減価償却累計額	× × ×	× × ×
4	車両運搬具	× × ×	× × ×
	減価償却累計額	× × ×	× × ×

5	工具、器具及び備品	×××	×××
	減価償却累計額	×××	×××
6	土地	×××	×××
7	リース資産	×××	×××
	減価償却累計額	×××	×××
8	建設仮勘定	×××	×××
9	その他の有形固定資産	×××	×××
	有形固定資産合計	×××	×××
(2)	無形固定資産		
1	のれん	×××	×××
2	特許権	×××	×××
3	借地権	×××	×××
4	商標権	×××	×××
5	実用新案権	×××	×××
6	意匠権	×××	×××
7	ソフトウェア	×××	×××
8	リース資産	×××	×××
9	その他の無形固定資産	×××	×××
	無形固定資産合計	×××	×××
	トメイシツ名関連事業固定資産合計	×××	×××
B	(何)業固定資産		
(1)	有形固定資産		
1	.....	×××	×××
	減価償却累計額	×××	×××
	有形固定資産合計	×××	×××
(2)	無形固定資産		
1	.....	×××	×××
	無形固定資産合計	×××	×××
	(何)業固定資産合計	×××	×××
C	投資その他の資産		
1	投資有価証券	×××	×××
2	親会社株式	×××	×××
3	関係会社株式	×××	×××
4	関係会社社債	×××	×××
5	その他の関係会社有価証券	×××	×××
6	出資金	×××	×××
7	関係会社出資金	×××	×××
8	長期貸付金	×××	×××
9	社内長期貸付金	×××	×××
10	関係会社長期貸付金	×××	×××

11	破産更生債権等	×××	
12	長期前払費用	×××	
13	前払年金費用	×××	
14	繰延税金資産	×××	
15	投資不動産	×××	
16	その他の投資及びその他の資産	×××	
	(何) 貸倒引当金 (貸方)	×××	
	投資その他の資産合計	×××	
	固定資産合計	×××	×××
Ⅲ	繰延資産		
1	創立費	×××	
2	開業費	×××	
3	株式交付費	×××	
4	社債発行費	×××	
5	開発費	×××	
	繰延資産合計	×××	×××
	資産合計	×××	×××
	負債の部		
Ⅰ	流動負債		
1	支払手形	×××	
2	買掛金	×××	
3	短期借入金	×××	
4	リース債務	×××	
5	未払金	×××	
6	未払費用	×××	
7	未払法人税等	×××	
8	繰延税金負債	×××	
9	前受金	×××	
10	預り金	×××	
11	前受収益	×××	
12	修繕引当金	×××	
13	(何) 引当金	×××	
14	資産除去債務	×××	
15	社内短期借入金	×××	
16	従業員預り金	×××	
17	その他の流動負債	×××	
	流動負債合計	×××	×××
Ⅱ	固定負債		
1	社債	×××	
2	長期借入金	×××	

3	関係会社長期借入金	×××	
4	社内長期借入金	×××	
5	リース債務	×××	
6	長期未払金	×××	
7	繰延税金負債	×××	
8	退職給付引当金	×××	
9	(何)引当金	×××	
10	資産除去債務	×××	
11	その他の固定負債	×××	
	固定負債合計	×××	
	負債合計	×××	
	純資産の部		
I	株主資本		
1	資本金	×××	
2	新株式申込証拠金	×××	
3	資本剰余金	×××	
	(a) 資本準備金	×××	
	(b) その他資本剰余金	×××	
	資本剰余金合計	×××	
4	利益剰余金	×××	
	(a) 利益準備金	×××	
	(b) その他利益剰余金	×××	
	(何) 積立金 (又は (何) 準備金)	×××	
	繰越利益剰余金	×××	
	利益剰余金合計	×××	
5	自己株式 (借方)	×××	
6	自己株式申込証拠金	×××	
	株主資本合計	×××	
II	評価・換算差額等		
1	その他有価証券評価差額金	×××	×××
2	繰延ヘッジ損益	×××	×××
3	土地再評価差額金	×××	×××
	評価・換算差額等合計		×××
	新株予約権		×××
	純資産合計		×××
	負債・純資産合計		×××
	(記載上の注意)		
1	貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。		

- 2 同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。）に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。
- 3 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、賞引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 4 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。
- 5 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 6 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 7 有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。
- 8 無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。
- 9 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。
- 10 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。
- 11 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。
- 12 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。
- 13 流動資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債に属する資産又は負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
- 14 「その他の流動資産」、「その他の有形固定資産」、「その他の無形固定資産」又は「その他の投資及びその他の資産」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、それぞれ当該資産を明示する科目を用いて掲記すること。
- 15 前号の規定は、負債の表示に準用する。この場合において資産の総額とあるのは、負債及び純資産の合計額と読み替えるものとする。
- 16 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 様式第2

## 損益計算書

事業者名

 年 月 日から  
 年 月 日まで

(単位 円)

I		ドメイン名関連連事業営業損益		
	(1)	売上高	×××	×××
	(2)	売上原価	×××	×××
		売上総利益 (又は売上総損失)		×××
	(3)	販売費及び一般管理費		×××
	1	.....	×××	×××
		ドメイン名関連連事業営業利益		×××
		(又はドメイン名関連連事業営業損失)		×××
II		(何) 業営業損益		
	(1)	売上高	×××	×××
	(2)	売上原価	×××	×××
		売上総利益 (又は売上総損失)		×××
	(3)	販売費及び一般管理費		×××
	1	.....	×××	×××
		(何) 業営業利益		×××
		(又は(何) 業営業損失)		×××
		業営業利益 (又は業営業損失)		×××
III		業外収益		
	1	受取利息	×××	×××
	2	有価証券利息	×××	×××
	3	受取配当金	×××	×××
	4	仕入割引	×××	×××
	5	投資不動産賃貸料	×××	×××
	6	雑収入	×××	×××
		業外費用		
	1	支払利息	×××	×××
	2	社債利息	×××	×××
	3	社債発行費償却	×××	×××
	4	売上割引	×××	×××
	5	雑支出	×××	×××
		経常利益 (又は経常損失)		×××
V		特別利益		
	1	固定資産売却益	×××	×××
	2	負のれん発生益	×××	×××

3	.....	XXX	XXX
VI	特別損失		
1	固定資産売却損	XXX	
2	減損損失	XXX	
3	災害による損失	XXX	
4	.....	XXX	XXX
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	XXX	XXX
	法人税、住民税及び事業税	XXX	XXX
	法人税等調整額	XXX	XXX
	当期純利益（又は当期純損失）	XXX	XXX
	（記載上の注意）		
1	当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。		
2	営業外収益に属する収益で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該収益を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。		
3	営業外収益に属する収益のうちその金額が営業外収益の総額の100分の10以下のもの一括して記載することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。		
4	雑収入に属する収益で営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて掲記すること。		
5	営業外収益に属する収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて、個別注記表に記載すること。		
6	特別利益項目のうち、「固定資産売却益」の記載については、当該固定資産の種類又は内容を、その他の項目については、当該項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によつて掲記すること。ただし、当該事項を科目によつて表示することが困難な場合には、個別注記表に記載することができる。		
7	第2号及び第3号の規定は、営業外費用に属する費用、特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失の記載に準用する。		
8	第4号の規定は、雑支出に属する費用の記載に準用する。		
9	第5号の規定は、営業外費用に属する費用の記載に準用する。		
10	第6号の規定は、特別損失に属する損失の記載に準用する。		
11	損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。		
12	用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。		





- 7 当期首残高は、廻及適用又は誤謬の訂正をした場合にあっては、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。
- 8 配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 9 配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとに配当財産の種類並びに配当財産の帳簿価額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日を付記すること。
- 10 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものについては、配当の原資及び第7号又は第8号に準ずる事項を付記すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

<p>様式第 4</p> <p style="text-align: center;">個別注記表</p> <p>事業者名 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 継続企業の前提に関する注記</li> <li>2 重要な会計方針に係る事項に関する注記</li> <li>3 会計方針の変更に関する注記</li> <li>4 表示方法の変更に関する注記</li> <li>5 会計上の見様りの変更に関する注記</li> <li>6 誤謬<sup>(注)</sup>の訂正に関する注記</li> <li>7 貸借対照表に関する注記</li> <li>8 損益計算書に関する注記</li> <li>9 株主資本等変動計算書に関する注記</li> <li>10 税効果会計に関する注記</li> <li>11 リースにより使用する固定資産に関する注記</li> <li>12 金融商品に関する注記</li> <li>13 賃貸等不動産に関する注記</li> <li>14 持分法損益等に関する注記</li> <li>15 関連当事者との取引に関する注記</li> <li>16 1株当たり情報に関する注記</li> <li>17 重要な後発事象に関する注記</li> <li>18 連結配当規制適用会社に関する注記</li> <li>19 資産除去債務に関する注記</li> <li>20 その他の注記</li> </ol> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会計監査人設置会社（会社法第 2 条第 11 号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表 1、5、7、8 及び 10 から 18 までに掲げる事項</li> <li>(2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、5、14 及び 18 に掲げる事項</li> <li>(3) 会計監査人設置会社であつて、会社法第 444 条第 3 項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 14 に掲げる事項</li> <li>(4) 持分会社（会社法第 575 条第 1 項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1、5 及び 7 から 18 までに掲げる事項</li> </ol> </li> </ol>	
--	--

<p>2 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p>	
<p>3 継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。</p>	
<p>(1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容  (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策  (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由  (4) 当該重要な不確実性の影響の計算書類（会社法第 435 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）への反映の有無</p>	
<p>4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p>	
<p>(1) 資産の評価基準及び評価方法  (2) 固定資産の減価償却の方法  (3) 引当金の計上基準  (4) 収益及び費用の計上基準  (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p>	
<p>5 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)イ及びウに掲げる事項を省略することができる。</p>	
<p>(1) 当該会計方針の変更の内容  (2) 当該会計方針の変更の理由  (3) 遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額</p>	
<p>(4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たつてした会計上の見積り（計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）を変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、イに掲げる事項を除く。）</p>	
<p>7 計算書類の主な項目に対する影響額</p>	
<p>イ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期</p>	

<p>ウ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるとせば、当該事項</p> <p>6 表示方法（計算書類の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p> <p>(1) 当該表示方法の変更の内容</p> <p>(2) 当該表示方法の変更の理由</p> <p>7 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p> <p>(1) 当該会計上の見積りの変更の内容</p> <p>(2) 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額</p> <p>(3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項</p> <p>8 誤謬<sup>ゴトボウ</sup>の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬<sup>ゴトボウ</sup>（意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬<sup>ゴトボウ</sup>の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p> <p>(1) 当該誤謬<sup>ゴトボウ</sup>の内容</p> <p>(2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額</p> <p>9 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項</p> <p>ア 資産が担保に供されていること。</p> <p>イ アの資産の内容及びその金額</p> <p>ウ 担保に係る債務の金額</p> <p>(2) 保証債務、手形 遡<sup>オホ</sup>求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額</p> <p>(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごと、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額</p> <p>(5) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額</p> <p>(6) 当該株式会社の親会社株式（資産の部に計上するものを除く。）の各表示区分別の金額</p> <p>(7) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければなら</p>	
--	--

<p>ない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（イの区別をすることが困難である場合にあつては、アに掲げる事項）</p> <p>ア 当該法令の条項</p> <p>イ 当該準備金又は引当金が1年内で使用されると認められるものであるかどうかの区別</p>	
<p>(8) 第8条の規定により控除した額</p> <p>(9) 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に繰り入れられることが予定されている金額</p> <p>(10) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容</p>	
<p>(11) 受取手形を割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。</p> <p>(12) 前号の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。ただし、この場合における割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。</p>	
<p>10 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額</p>	
<p>(2) 減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>ア 当該資産又は資産グループについて、用途、種類、場所の概要。またその他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容</p>	
<p>イ 減損損失を認識するに至つた経緯</p> <p>ウ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳</p> <p>エ 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法</p> <p>オ 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率</p>	
<p>11 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類別株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）</p> <p>(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類別株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）</p>	
<p>(3) 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項</p> <p>ア 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額</p> <p>イ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の</p>	

<p>配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額)の総額</p>	
<p>(4) 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数(種類株式会社発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)</p>	
<p>12 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因とする。</p>	
<p>(1) 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)</p>	
<p>(2) 繰延税金負債</p>	
<p>13 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p>	
<p>(1) フライナンス・リース取引の借主である事業者が当該フライナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件(固定資産に限る。以下同じ。)に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項(各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項)を含めること。</p>	
<p>ア 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p>	
<p>イ 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額</p>	
<p>ウ 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額</p>	
<p>エ アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項</p>	
<p>(2) フライナンス・リース取引により使用するリース物件のドメイン名関連事業固定資産の額及びドメイン名関連事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。</p>	
<p>14 金融商品(金融資産(金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権(これらに準ずるものを含む。))をいう。)及び金融負債(金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務(これらに準ずるものを含む。))をいう。以下同じ。)に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。</p>	
<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p>	
<p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p>	
<p>15 賃貸等不動産(たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。)に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。</p>	
<p>(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項</p>	
<p>(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項</p>	
<p>16 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。ただし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社(事業者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く。))をいう。以下同じ。)を除外することができる。</p>	

<p>(1) 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額</p> <p>(2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項</p> <p>17 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項</p> <p>ア その名称</p> <p>イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合</p> <p>ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項</p> <p>ア その氏名</p> <p>イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>(3) 当該事業者と当該関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>18 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。</p> <p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付</p> <p>(3) (1)、(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引</p> <p>19 1株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p>	
---	--



<p>(1) 1株当たりの純資産額</p> <p>(2) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額</p> <p>(3) 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後に株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨</p> <p>20 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。</p>	
<p>21 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。</p>	
<p>22 資産除去債務に関する注記は、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。</p>	
<p>(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>ア 当該資産除去債務の概要</p> <p>イ 当該資産除去債務の金額の算定方法</p> <p>ウ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <p>エ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額</p>	
<p>(2) (1)に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務</p> <p>ア 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨</p> <p>イ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由</p> <p>ウ 当該資産除去債務の概要</p>	
<p>23 その他の注記は、3から22までに掲げるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。
- 2 この省令による改正後の電気通信事業会計規則の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。